

# (養護教諭一種免許状) 教育職員免許状取得のための課程

## 1. 教職課程とは

養護教諭の教職課程は、将来において教育職員（教員）になって、次代の社会を担う青少年の育成にたずさわろうとする学生のために、文部科学省の認可を受けて看護保健学部を設置された課程です。大学における教職課程は、正規の学習コースとして位置付けられていますが、卒業のための必須の課程ではありません。したがって、この課程を履修することは、学生の自主的な判断にまかされています。

養護教諭の免許状を取得するためには、看護保健学部の卒業に必要な科目の他に、「教育の基礎的理解に関する科目等」「養護に関する科目」「大学が独自に設定する科目（口腔保健学科のみ）」の単位を修得しなければなりません。さらに、「免許法施行規則に定める特定科目」（憲法・体育・外国語・情報などの関係科目「教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表」参照）の履修も義務づけられています。

確認事項として教職課程に関する科目は卒業要件の単位には含まれないことに留意ください。また、本学では養護実習をおこなうまでに履修条件を定めており、その要件を満たさなければ4年次で養護実習に行くことはできません。

## 2. 履修上の心構え

所定のすべての単位を修得して養護教諭免許状の交付が受けられても、地方自治体や各私立学校がおこなう教員採用試験に合格しなければ、教員には採用されません。近年の公立学校の教員採用人数によっては大変厳しいものがあります。教育職員免許状を単に資格のひとつとしてとらえることは、教育の軽視であり、実習校に多大な迷惑をかける結果となります。教職課程履修にあたっては、教員になろうとする強い意志と努力が必要です。実際に教職につくことを希望する人のみが履修するようにしてください。

なお、教職課程の履修には登録が必要です。また、教職課程の履修を途中で断念する場合は必ず保育・教職支援センターに申し出てください。

〈教職課程継続条件〉

2年次末の通算 GPA が 2.5 以上であること。3年次以降は 2.5 を維持できなければ継続を不可とする。

## 3. 教職課程履修者に対する連絡

教職課程履修者への連絡も通常どおり、すべて掲示板でおこないます。各種説明会に欠席した場合は課程継続の意思がないものと見なします。掲示を見ていなかったために欠席した場合も、同様に継続意思がないと見なされます。資格に関する掲示板には、十分注意してください。

## 4. 必要な費用

養護実習参加時に、実習校に対する養護実習委託費や保険料等が必要です。また、免許申請時には所定の申請料が必要です。詳細は、説明会・掲示板等でお知らせします。

## 5. 免許状の種類および教科

本学で取得可能な養護教諭の免許状は、「養護教諭一種免許状」です。

## 6. 養護実習

### (1) 養護実習とは

養護実習は、本学の教職課程に定めるすべての履修条件を満たした人が、最終年次（4年次）でおこなう教育現場での実習です。実習先となる小学校・中学校または高等学校において、学校教育と学校保健、保健室経営や養護活動全般について実習します。また、実際に教壇に立ち授業を実施したり、学級運営や生徒指導、保健指導、さらにはクラブ活動などの校務全般にわたり実習をおこなうことになります。

したがって、資格取得のみを目的とした中途半端な気持ちで実習に参加することは、児童生徒のみならず実習校全体に多大な迷惑をかけることとなりますので、その点を十分に認識のうえ実習に取り組むよう心掛けてください。

#### ・養護実習履修要件

3年次後期までに開講された教職課程科目の「教育の基礎的理解に関する科目等対応表」「養護に関する科目対応表」「大学が独自に設定する科目対応表（口腔保健学科のみ）」「教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表」の単位を、修得していることを原則とする。

### (2) 実習上の留意事項

① 実習前および実習期間中は常に体調管理に気を配り、遅刻、欠席することのないようにすること。

- ② 担当する保健指導や授業については、事前に十分な教材研究をおこない、自信をもって臨むこと。
- ③ 児童生徒からの質問や相談については、誠実に対応すること。また、自分で解決できない問題を抱えた時は、ただちに指導教諭に相談すること。
- ④ 実習校の教育方針にしがたい、校務についても積極的に参加すること。
- ⑤ 実習先ならびに指導教諭には多大な配慮をいただいていることに、常に感謝の念を持って真摯に実習に取り組むこと。

(3) 実習年次および期間について

養護実習は原則として4年次の前期（5～9月）に、小学校・中学校または高等学校において、3週間の実習をおこなうこととなります。

(4) 実習校について

実習校の選定については、実習前年度の3年次からおこないます。実習校については、受け入れ人数に制限があるだけでなく、受け入れ側の教育方針、指導計画の下に実習が実施されます。したがって実習期間・配属学年・学級等については、すべて実習校の指示にしたがわなくてはなりません。

(5) 実習受け入れの条件

実習生の受け入れに下記のような条件を設けている実習校や教育委員会がありますので、必ず事前に各自で確認してください。

- ① 自校卒業生で、教員志望の明確な者に限る。
- ② 教員採用試験を受験すること、もしくは受験予定のこと。
- ③ 実習期間中の就職活動は認めない。
- ④ 事前に健康診断書を提出すること。

(6) 実習説明会

3年次の4月に、養護実習の概要や実習校依頼手続きなどについて説明会をおこないますので、必ず参加してください。

## 7. 教職課程の流れ（養護教諭免許状取得まで）

年次	時期	スケジュール
1年次	4月初旬	●教職課程履修希望者対象説明会（オリエンテーション時） ●教職課程履修登録カードの提出
2年次	4月初旬	●教職課程履修者対象説明会（オリエンテーション時）
3年次	4月初旬	●教職課程履修者対象説明会（オリエンテーション時） 教育実習の概要 教育実習の依頼および手続きの流れについて ●養護実習校への依頼、訪問（7月末まで）
4年次	4月初旬	●教職課程履修者対象説明会（オリエンテーション時）
	4月初旬～	●（都道府県・政令指定都市）教員採用試験出願開始
	4月中旬	●養護実習費の納入 ●養護実習事前オリエンテーション（実習校にて）
	5月～9月末	●養護実習開始
	7月～	●（都道府県・政令指定都市）教員採用試験
	11月初旬	●教育職員免許状一括申請説明会
	11月中旬	●教育職員免許状申請代納入
	卒業式当日	●教育職員免許状授与（卒業式終了後、学科控え室にて）

- 学生生活
- 国際交流センター
- 宗教部
- 就職部
- 教育・研究支援センター
- 図書館
- メディアセンター
- 3つの教育方針
- 履修の手引き
- 共通科目
- 国際英語学科専門科目
- 日本文化学科専門科目
- 情報メディア学科専門科目
- こども教育学科専門科目
- 心理学科専門科目
- 食文化学科専門科目
- 管理栄養学科専門科目
- 看護学科専門科目
- 口腔保健学科専門科目
- 取得可能資格一覧
- 教職課程
- 司書教諭 司書課程
- その他資格
- 規則・規程
- キャンパスマップ